

# ○人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

〔平成19年5月30日〕  
条例第16号

改正 平成28年 3月 1日 条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年8月末までに、連合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。

以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況

(2) 職員の人事評価の状況

(3) 職員の給与の状況

(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(5) 職員の休業に関する状況

(6) 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(7) 職員のサービスの状況

(8) 職員の退職管理の状況

(9) 職員の研修の状況

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

(11) その他連合長が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第4条 長野県町村公平委員会（以下「公平委員会」という。）は、毎年8月末までに、連合長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況  
(公表の時期)

第6条 連合長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年10月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 広報への登載
- (2) 閲覧場所の設置
- (3) インターネットの利用

2 前項第2号の閲覧場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 連合事務局
- (2) 組織町村役場

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月1日条例第6号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。